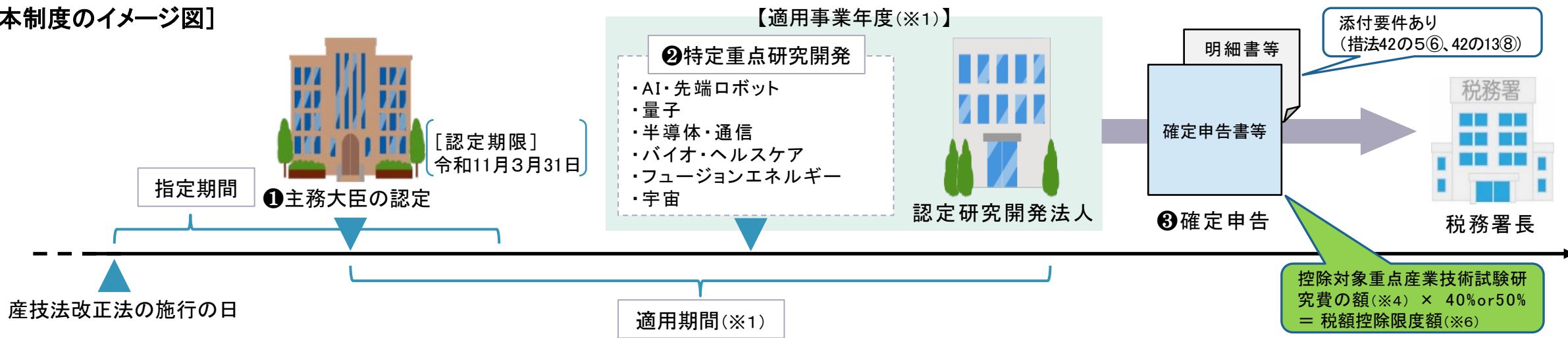


2 研究開発税制の見直し

(1) 重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設

青色申告書を提出する法人で産技法改正法の施行の日から令和11年3月31日までの期間(指定期間)内に産技法の重点研究開発計画につき産技法の主務大臣の認定(以下「認定」といいます。)を受けたもの(以下「認定研究開発法人」といいます。)のその認定に係る適用事業年度(※1)(※2)において、重点産業技術試験研究費の額(※3)(一般試験研究費の額に係る税額控除制度(次ページ参照)、中小企業技術基盤強化税制(11ページ参照)又は特別試験研究費の額に係る税額控除制度(12ページ参照)の適用を受ける場合のこれらの適用を受ける金額の計算の基礎となったものを除きます。)がある場合には、その適用事業年度の控除対象重点産業技術試験研究費の額(※4)(一般試験研究費の額に係る税額控除制度(次ページ参照)、中小企業技術基盤強化税制(11ページ参照)又は特別試験研究費の額に係る税額控除制度(12ページ参照)の適用を受ける場合のこれらの適用を受ける金額の計算の基礎となったものを除きます。)の40%(控除対象重点産業技術試験研究費の額の計算の基礎となった重点産業技術試験研究費の額が特別重点試験研究費の額(※5)に該当するものにあつては、50%)の税額控除(調整前法人税額の10%が上限)(※6)ができる制度が創設されました(措法42の5①)。

【本制度のイメージ図】



※1 適用事業年度とは、認定研究開発法人の適用期間(その認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間(同日までにその認定が取り消された場合など一定の場合には、一定の期間)をいいます。)内の日を含む各事業年度をいいます(措法42の5⑤一)。

※2 解散(合併による解散を除きます。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます(措法42の5①)。

※3 重点産業技術試験研究費の額とは、試験研究費の額のうち認定研究開発法人がその認定に係る産技法の認定重点研究開発計画(以下「認定重点研究開発計画」といいます。)に従って実施した特定重点研究開発(産技法の研究及び開発をいいます。以下同じです。)に係る一定の試験研究費の額をいいます(措法42の5⑤二)。

※4 控除対象重点産業技術試験研究費の額とは、重点産業技術試験研究費の額のうち一定の金額をいいます(措法42の5⑤三)(13ページ参照)。

※5 特別重点産業技術試験研究費の額とは、重点産業技術試験研究費の額のうち認定研究開発法人がその認定に係る認定重点研究開発計画に従って実施した産技法の重点産業技術共同研究開発機関と共同して行う特定重点研究開発又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する特定重点研究開発に係る一定の試験研究費の額をいいます(措法42の5⑤四)。

※6 税額控除による控除をしてもなお控除しきれない金額は翌期以後3年間繰り越すことができます(措法42の5②)。なお、この繰越税額控除制度は、中小企業技術基盤強化税制における繰越税額控除制度(11ページ参照)と基本的に同じ仕組み(適用要件として当期の試験研究費の額と比較する対象が前期の試験研究費の額であることや控除税額の上限が調整前法人税額の10%であることなどは異なります。)です(措法42の5②⑤五⑦)。

【適用時期等】産技法改正法の施行の日から施行されます(改正法附則1十三)。なお、産技法改正法は公布の日以後1年以内の政令で定める日から施行されますが(産技法改正法附則1)、施行期日を定める政令は令和8年5月27日現在において公布されていません。

(2) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

本制度について、次の見直しが行われました(※)。

1 令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の税額控除割合が次のとおり見直され、その上限を14%とする特例の適用期限が3年延長されました(措法42の4②二)。なお、比較試験研究費の額が0である場合等については、下記(1)から(3)までにかかわらずその割合は8.5%とされています。

(1) 増減試験研究費割合が15%超である場合……………11.5% + (増減試験研究費割合 - 15%) × 0.375

(2) 増減試験研究費割合が3%超15%以下の場合…8.5% + (増減試験研究費割合 - 3%) × 0.25

(3) 増減試験研究費割合が3%以下の場合……………8.5% - (3% - 増減試験研究費割合) × 13分の8.5(その割合が0に満たないときは、0)

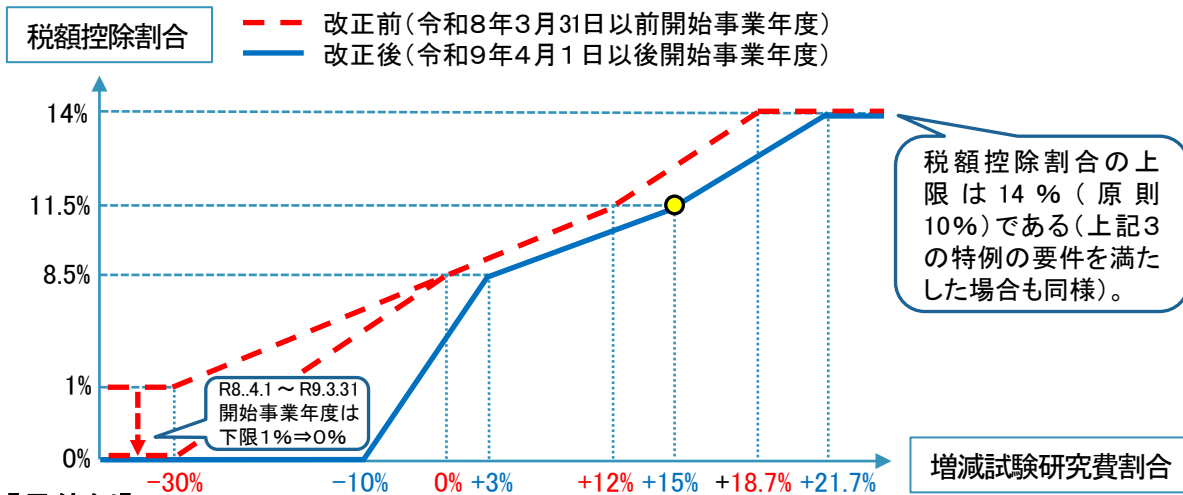
2 控除税額の上限の特例について、令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の控除税額の上限が次のとおり見直され、その適用期限が3年延長されました(措法42の4③二ロ)。

(1) 増減試験研究費割合が7%を超える場合……………25% + その超える部分1%当たり当期の調整前法人税額の0.625%(5%が上限)

(2) 増減試験研究費割合がマイナス1%を下回る場合…25% - その下回る部分1%当たり当期の調整前法人税額の0.625%(5%が上限)

3 試験研究費割合が10%を超える場合における税額控除割合の特例及び控除税額の上限の上乗せ措置の適用期限が3年延長されました(措法42の4②三③二ハ)。

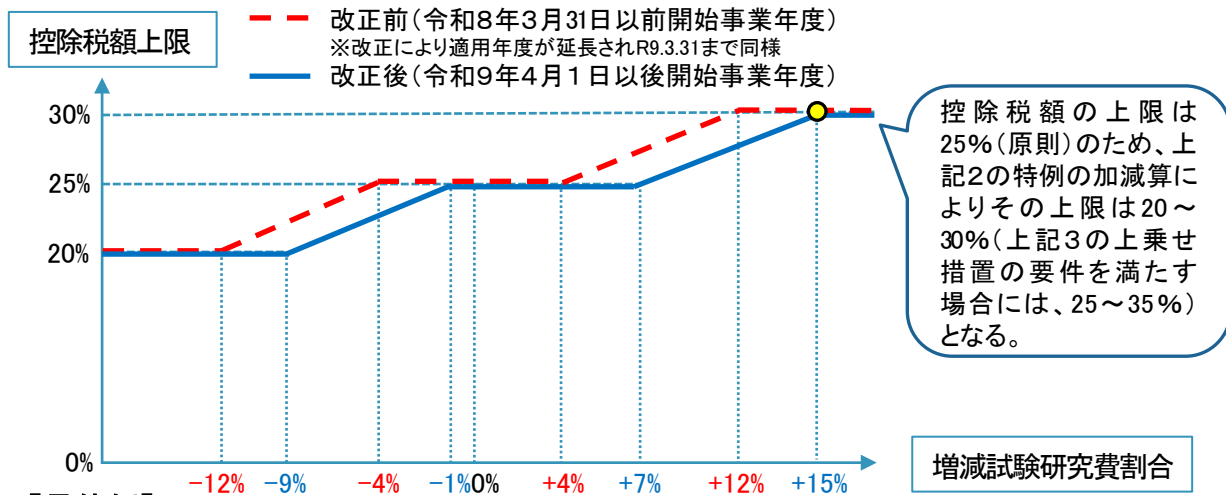
[上記1の税額控除割合の見直しのイメージ図]



【具体例】

増減試験研究費割合が15%の場合の税額控除割合(上記3の特例は考慮外)
 $\Rightarrow 8.5\% + (15\% - 3\%) \times 0.25 = 11.5\%$ (イメージ図の「●」)

[上記2の控除税額の上限の見直しのイメージ図]



【具体例】

増減試験研究費割合が15%の場合の税額控除上限(上記3の上乗せ措置は考慮外)
 $\Rightarrow 25\% + (15\% - 7\%) \times 0.625 = 30\%$ (イメージ図の「●」)

※ その他改正事項として、本制度で控除対象となる試験研究費の額の範囲が見直されています(措法42の4⑱二の二)(13ページ参照)。

(3) 中小企業技術基盤強化税制の見直し

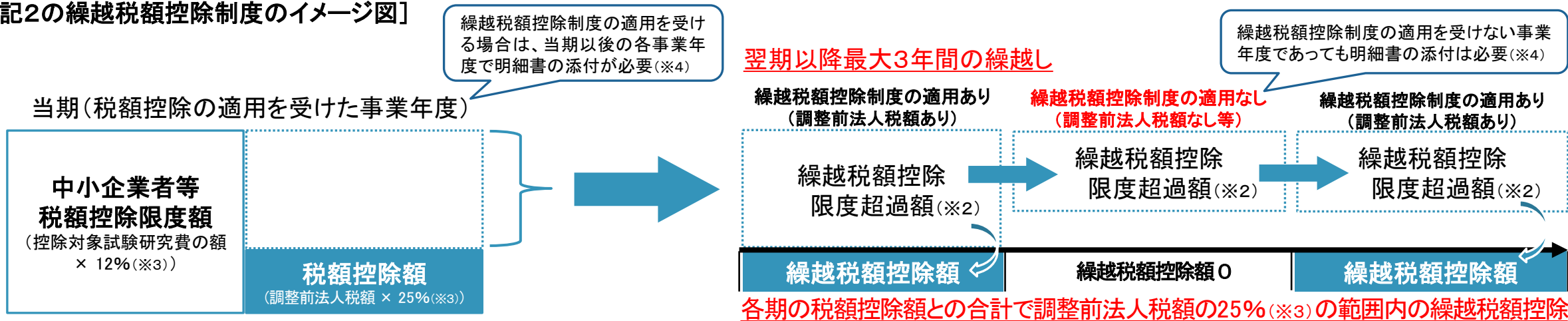
本制度について、次の見直しが行われました(※1)。

1 増減試験研究費割合が12%を超える場合又は試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除割合の上乗せ措置及び控除税額の上限の上乗せ措置の適用期限が、それぞれ3年延長されました(措法42の4⑤⑥)。

2 青色申告書を提出する法人の各事業年度において繰越税額控除限度超過額(※2)を有する場合には、調整前法人税額からその繰越税額控除限度超過額(その事業年度において税額控除(措法42の4④)の適用により控除される金額(税額控除額)との合計で調整前法人税額の25%(※3)が上限)を控除することができる制度(繰越税額控除制度)が創設されました(措法42の4⑦)(※4)。

ただし、繰越税額控除制度は、その適用を受けようとする事業年度(一般試験研究費の額に係る税額控除制度(前ページ参照)の適用を受ける事業年度など一定の事業年度を除きます。)において、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限り、適用することができます(措法42の4⑦)。

[上記2の繰越税額控除制度のイメージ図]



※1 その他改正事項として、本制度で控除対象となる試験研究費の額の範囲が見直されています(措法42の4⑯二の二)(13ページ参照)。

※2 繰越税額控除限度超過額とは、法人の事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度(その事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限りです。)における措法第42条の4第4項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に繰越税額控除制度の適用によりその各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額)の合計額をいいます(措法42の4⑯十)。

※3 上乗せ措置の適用を受ける各事業年度においては、その上乗せ措置の適用を受けた後の割合となります(措法42の4⑤⑥⑦)。

※4 繰越税額控除制度は、税額控除の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、繰越税額控除制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に繰越税額控除制度の適用の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用できます(措法42の4⑯)。

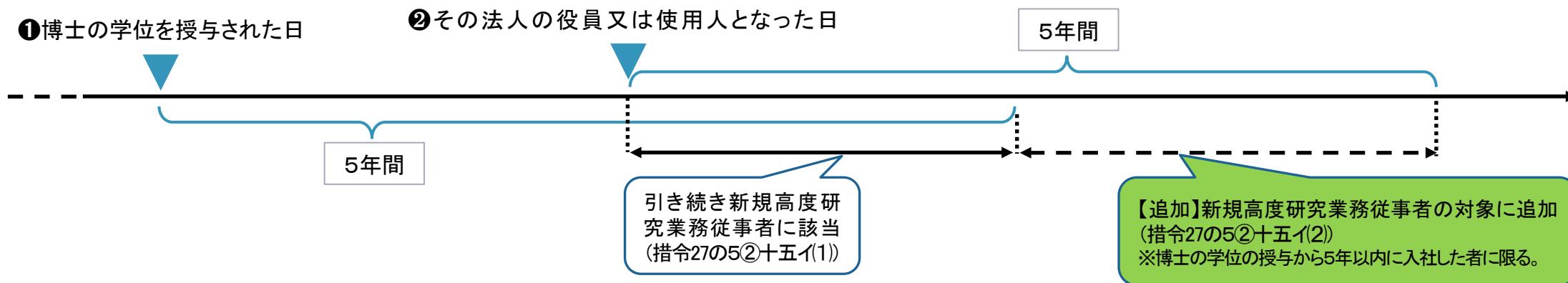
【適用時期】繰越税額控除制度は、同日以後に開始する事業年度において生ずる控除しきれない金額について適用されます(改正法附則51②)。

(4) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

本制度について、次の見直しが行われました(旧措法42の4⑦、措法42の4の2)(※)。

- 1 大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額について、共同研究又は委託研究に要した費用であることにつき、監査を受け、その大学等の確認を受けた金額であることとの要件について、一定の要件を満たすことにつき経済産業大臣の指定を受けた大学等との共同研究及びその大学等への委託研究については、共同研究又は委託研究に要した費用としてその大学等の長が認定した金額とされました(措規20の2⑳一イ、経済産業省告示)。
- 2 新規高度研究業務従事者(措令27の5②十五イ)に対して人件費を支出して行う試験研究について、次の見直しが行われました。
 - (1) 新規高度研究業務従事者の範囲に、博士の学位を授与された者(外国においてこれに相当する学位を授与された者を含み、措令第27条の5第2項第15号イ(1)に掲げる者を除きます。)のうち、その授与された日以後5年以内にその法人の役員又は使用人となったもので、その役員又は使用人となった日から5年を経過していないものが追加されました(措令27の5②十五イ(2))。
 - (2) その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の使用人に募集されたこととの要件について、その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の試験研究に専ら従事する使用人に募集されたこととされました(措令27の5②十五イ(1))。
 - (3) その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであることとの要件について、その内容がその試験研究に専ら従事する使用人から提案されたものであることとされました(措令27の5②十五イ(2))。

[上記2(1)の新規高度研究業務従事者(博士類型)の範囲の見直しのイメージ図]



※ その他改正事項として、本制度で控除対象となる試験研究費の額の範囲が見直されています(措法42の4の2③二)(次ページ参照)。

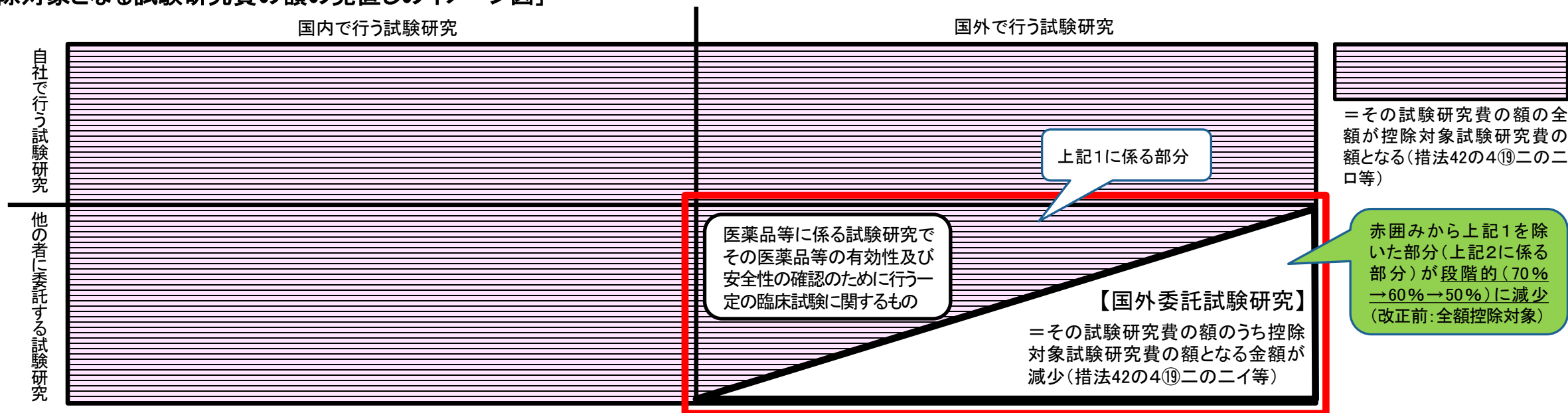
【適用時期】令和8年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則51⑤)。なお、上記1については、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度についても同様に適用されます(改正措規附則6)。

(5) 控除対象となる試験研究費の額の範囲の見直し

研究開発税制(9~12ページ参照)において控除対象となる試験研究費の額について、その試験研究費の額のうち他の者に委託する試験研究(契約又は協定により委託する試験研究でその委託に基づき行われる試験研究が国外において行われるものに限ります。)に係る試験研究費の額にあつては、次の試験研究費の額の区分に応じた金額が税額控除の対象とされました(措法42の4^①二の二・十四、42の4の2^③二、42の5^⑤三、措令27の4^③、措規20^⑧)。

- 1 医薬品、医療機器又は再生医療等製品(以下「医薬品等」といいます。)に係る試験研究のうちその医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験(科学的な質及び成績の信頼性が確保されていると認められる一定のものに限ります。)の委託に係る試験研究費の額…その試験研究費の額の全額
- 2 上記1以外(下図の「国外委託試験研究」の部分)の試験研究費の額…その試験研究費の額の50%相当額(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については70%相当額、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度については60%相当額)

[控除対象となる試験研究費の額の見直しのイメージ図]



【適用時期】 令和8年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則51^①)。